

識別ポイントに係る資料（記載例）

1. 自己の商標権について

権利者：株式会社カスタム（申立人）

登録番号：商標登録第1234567号

商品の区分及び指定商品：第3類 化粧品 等

登録商標：**CUSTOMS**

2. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（以下「対象品」という。）について

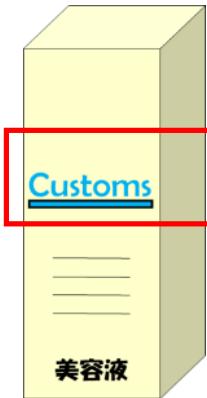
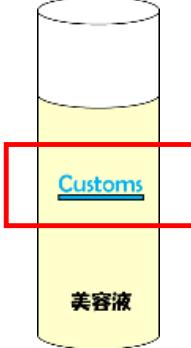
対象品は、登録第1234567号商標と類似するイ号標章を付した化粧品である（イ号標章を包装に付した場合を含む。以下同じ。）。

下記の外箱及び容器にイ号標章を付した「美容液」は、対象品の一例である。

なお、本識別ポイントの適用対象となる物品は以下のとおりである。

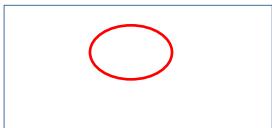
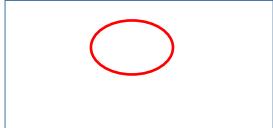
- ・品名：美容液、商品名：＊＊＊＊ 及び ＊＊＊＊
- ・品名：化粧水、商品名：＊＊＊＊

※本識別ポイントの適用対象となる物品を限定する場合は、限定する内容（商品名や型番等）をご記載ください。

対象品例	
美容液の外箱（包装）	イ号標章
	
	
※上記外箱の内容物	

3. 識別ポイント（真正品の特徴と侵害品の例）

(1) 美容液及び化粧水の外箱について（共通ポイント）

真正品	侵害品
<ul style="list-style-type: none"> 真正品は、○○が△△となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○○について、左記真正品と異なるものは侵害品である。下記の例は、○○が▽▽となっている。 
<ul style="list-style-type: none"> 真正品は、○○が△△となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○○が△△でないものは侵害品である。下記の例は、○○が▽▽となっている。 
<ul style="list-style-type: none"> 真正品は、○○に△△がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○○に△△がないものは侵害品である。下記の例は、○○に□□がある。 

(2) 美容液及び化粧水の容器について（共通ポイント）

真正品	侵害品
<ul style="list-style-type: none"> 真正品は、○○が△△となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○○について、左記真正品と異なるものは侵害品である。下記の例は、○○が▽▽となっている。 

(3) 美容液の容器について

真正品	侵害品
<ul style="list-style-type: none"> 真正品は、○○に△△がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○○に△△がないものは侵害品である。下記の例は、○○に□□がある。 

(4) 化粧水の容器について

真正品	侵害品
・真正品は、○○に△△がある。	・○○に△△がないものは侵害品である。下記の例は、○○に□□がある。



4. 参考情報

真正品は日本国内で製造していることから、輸入品は侵害品である可能性が高い。

※識別ポイント以外に参考となる情報があれば、ご記載ください。

以上

※資料下部にページ番号をご記載ください。

※物品数が多数の場合は、資料の目次を付けてください。